

第3章 環境整備計画

1. 基本方針

現況調査結果および市民意向を踏まえて、歴史的風致の維持向上と全世代が交流できる市民の憩いの場形成の観点から環境整備計画を策定します。

2. 施策実現に向けた取り組み

(1) 施設の老朽化

社会や時代の変化で利用者のニーズも変化してきているため、その点も考慮した改修及び見直しが必要となっています。したがって、本計画をもとに今後10年間で優先度の高い施設から順に改修及び見直しを行っていきます。

(2) キャンプ場の利用形態

市民、利用者、利用団体及び関係行政機関等で、現在に至るまでの経緯、宿泊の必要性及び実現可能性について改めて協議の場を設け、その中で慎重に議論していきます。

(3) 駐車（駐輪）場の確保

相対する意見等もある中で、市民の森が歴史的風致維持向上を前提目的としながら、全世代が交流できる市民の憩いの場となるためには、誰もが訪れることができる環境が必要です。そのためには自動車や自転車で訪れる際の駐車スペースの確保が必要です。しかし、現状として社会教育団体が利用する際には、必要に応じて市民の森周辺の多目的に利用できる空閑地を活用して駐車スペースとして活用していることもあり、常時開放型の新設の必要性及び実現可能性について検証を進めていきます。

(4) 樹木整理及び伐採木の活用

樹木の適正な管理を引き続き行い、令和3年3月の文化庁発出の事例集に基づき、伐採木を資源として活用し、市民の森の持続可能な管理運営に活用する仕組みの構築を検討していきます。

また、令和3年度に始動した「令和発祥の都太宰府『梅』プロジェクト」による税收や経済効果の飛躍的向上を活かし、梅の木の植栽を積極的に行う「太宰府梅園構想」を進め、更なる製品開発を図る好循環を実現し、至る所で梅を愛で、収穫し、グルメやスイーツが楽しめる「真の梅のまち」を目指し、公有地を中心に梅の木の植栽を行っています。その一環として、市民の森内における梅の植栽地の調査及び樹木整理を適切に行うために、令和6年度以降市民の森周辺樹木等調査及び施業計画策定を行います。

(5) 多目的利用施設の活用

公有化された史跡地内で多目的に利用できる空閑地について、これらを有効活用し市民の森の魅力及び利便性向上につながるよう、使途を明確化するべきか等について検討していきます。

(6) 市民の森の PR 活動及び、より全世代が交流できる市民の憩いの場としての活用

市民の森をさらに PR し、多くの方に親しみをもってもらえるよう市民の森の愛称の募集を行います。また、より全世代が交流できる市民の憩いの場となるよう、史跡地でもある市民の森における、先進的多用途活用について検証していきます。

3. 計画スケジュール

(1) 年度ごとの実施予定表

緊急度の高い施設から優先して、整備を計画します。今後10年間（2023～2032年度）の年度ごとの実施予定表は、表3-10の通りです。

表3-10 年度ごとの実施予定表

	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)	2030年 (R12)	2031年 (R13)	2032年 (R14)
1.施設の老朽化			サイン類の整備					休憩施設の整備		
	休憩施設の整備						休憩施設の整備			
	管理施設の整備						管理施設の整備			管理施設の整備
	園路等の整備									
2.キャンプ場の利用形態	市民、利用者（団体）、 関係行政機関等との議論		実現可能性の検討							
3.駐車（駐輪）場の確保	必要性の検証									
4.樹木整理及び伐採木の活用	持続可能な管理運営の仕組みの検討・構築									
		樹木等調査・ 施業計画の策定		梅園構想の実現						
5.多目的利用施設の活用	多目的利用施設の活用検討									
6.市民の森のPR活動及び、より全世代が交流 できる市民の憩いの場としての活用	PR活動、全世代交流のための活用検討					市民の憩いの場としての活用				